

裁決書

審査請求人 ●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●

●● ●●

同代理人弁護士 ●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●

●● ●●

処分庁 仙台市若林福祉事務所長

審査請求人●●●●（以下「請求人」という。）が令和5年6月6日に提起した処分庁仙台市若林福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が令和●年●月●日付けR●若保護第●●●●号で請求人に対してした法第63条の規定に基づく費用返還決定処分は、これを取り消す。

第1 事案の概要

本件は、保護費の過払金について、処分庁が令和●年●月●日付けで保護費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったことに対し、請求人が、処分に際して必要な検討がなされておらず、自立更生費を認めなかった処分庁の判断に誤りがあると主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。
- (3) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13－5の答は、法第63条に基づく返還額の決定について、「(1) 法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。(2) しかしながら、保護金品の全額を返還

額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」としている。そして、「次の範囲」として、ア盜難等の不可抗力による消失した額、イ家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額、ウ当該収入が、次第8の3の（3）に該当するものにあっては、課第8の40の認定基準に基づき実施機関が認めた額、エ当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額、オ（略）の5項目を挙げている。

- （4）「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の生活保護制度における取扱いについて」（平成31年4月24日社援保発0424第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「保護課長通知」という。）は、「昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に關し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号（略）」が平成31年4月24日に成立し、施行されたところである。生活保護受給者に当該一時金が支給された場合の取扱いについては、法の趣旨に鑑み、収入として認定しないこととする（以下略）」としている。

2 処分の内容及び理由

処分庁は、請求人に支給されていた特定障害者特別給付費（以下「本件給付費」という。）を住宅費から控除していなかったことに伴う保護費の過払金●●●●●●円について、全額返還を求ることにより請求人の自立が著しく阻害する場合に当たらないとして請求人から要望のあつた自立更生費を認めず、法第63条に基づき本件処分を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により本件処分の取消しを求めている。

- （1）請求人に対する保護費の過払は、処分庁が把握して然るべき本件給付費の把握を怠ったことにより収入認定額を誤ったことに起因して生じたものであり、請求人には落ち度のない事案である。このように、処分庁の明らかな落ち度により生じた過払金につき、保護受給により最低限度の生活を維持している請求人に転嫁させることは原則として許されないものである。仮に、例外的に請求人に返還を求めるべき合理的な理由があったとしても、返還額決定に当たっては、損害の公平な分担という見地から、収入認定額を誤った職員に対する損害賠償請求権の成否等も含めた検討が不可欠である（東京地裁平成29年2月1日判決（平成27年（行ウ）第625号））。しかしながら、本件処分に当たり、かかる要素が考慮された形跡は一切ないのであるから、違法であり、取消しを免れない。

- （2）処分庁は、請求人が一定の預貯金を有していることから、全額の返還を求めたとしても、このことにより請求人の生活がとても難しくなる場合には該当しないと判断している。しかし、請求人が預貯金を有しているのは、請求人が優生保護法の被害者で一時金として●●●●●●●●円の支給を受けたためであり、この●●●●●●●●円については、一時金の趣旨から収入認定しないこととされたものである。これをもって資力があるものとして法第63条に基づく返還を命じるのであれば、今になって一時金を収入認定するに等しい。処

分庁は、請求人の保持している預貯金を考慮に入れずに自立更生費の判断を行うべきところ、預貯金の趣旨を踏まえた検討がなされたとは言い難く、裁量権の行使に違法又は不当が認められる。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、おむね以下の理由により、本件審査請求は棄却されるべきものと主張している。

- (1) 請求人のグループホーム入居に係る住宅費の認定に際し、請求人に入居時から支給されていた本件給付費を控除していなかったため、保護費の過払金●●●●●●円が発生した。当該過払金の費用返還に当たり、請求人から自立更生費の要望が出された。
- (2) 過払となった保護費の返還について、発生が実施機関の責めであるという理由をもって返還を求めるという判断にはならない。請求人も法第63条に基づく保護費用返還決定を前提に、自立更生費の控除を要望している。
- (3) 令和●年●●月●●日付けで請求人から提出された資産申告書では●●●●●●●●円の預貯金があるとされ、現時点でも相当額の残があることを確認している。被保護世帯が現有する資産について過去の収入の理由を考慮する規定等は見当たらず、本件処分決定時の請求人は、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」にあるとは言えない。
- (4) 以上のことから、令和●年●月●●日に開催したケース診断会議において、過払金全額を法第63条に基づく費用返還対象とし、自立更生費は認めず全額費用返還を決定したものである。

第4 論点整理

本件処分について、請求人は、過払金の発生はもっぱら処分庁の過失に責任があり、このような事情を返還決定するに当たり重視すべきである。また、請求人の保有している預貯金の趣旨を踏まえた自立更生費の検討を行うべきであるとして取消しを求めており、この点を中心として、本件処分に違法又は不当な点がないか判断する必要がある。

第5 理由

1 審査庁が認定した事実

請求人及び処分庁から提出された証拠書類等から、以下の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、請求人の転居に伴い、令和●年●月●日付けで請求人の保護を開始した。
- (2) 令和●年●●月●●日、請求人はグループホームに入所した。処分庁は、請求人の入所に伴い、令和●年●月●日付けで請求人の住宅費の認定替えを行った。
- (3) 令和●年●月●●日、請求人は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金●●●●●●●●円（以下「本件一時金」という。）を支給されたとして、処分庁に収入申告書を提出した。処分庁は、当該収入について保護課長通知に基づき、収入認定除外とした。
- (4) 令和●年●●月●日、請求人に対してグループホーム入所時から月●●●●●●円の本件給付費が支給されていたが、請求人の住宅費について本件給付費を控除せずに認定していたことが判明した。
- (5) 令和●年●●月●日、処分庁は、請求人のグループホーム入所以降住宅費から控除せず過払となった本件給付費計●●●●●●円の取扱いを検討するため、ケース診断会議を開催した。その結果、原則は法第63条に基づく返還であるが、請求人に自立更生費の有無について確認

した上で再度ケース診断会議において取扱いを検討することとした。

- (6) 令和●年●●月●●日、処分庁は請求人及び代理人等と面談し、保護費の過払が発生し返還の必要が生じた経緯を説明した上で、請求人に謝罪した。説明後、代理人から自立更生費について意見を提出する旨の話があった。
- (7) 請求人は、自立更生費として返還対象額から控除する費用として、令和●年●月●日付け「生活保護申請にかかる意見書」、令和●年●月●日付け「生活保護申請にかかる意見書（その2）」を処分庁に提出した。なお、「生活保護申請にかかる意見書（その2）」では、自立更生費として、スピーカー、テレビ、DVDプレイヤー、墓参り費用（3回分）、カーペット、扇風機、TV台の費用計●●●●●●円を要望している。
- (8) 令和●年●月●●日、処分庁は、請求人から要望のあった自立更生費の取扱いを検討するため、ケース診断会議を開催した。その結果、過払の発生は処分庁の責めによるものであるが、正しく支給した世帯との公平性を確保するため、当該過払金については返還を求めることとした。また、請求人は令和●年●月に本件一時金を受領し、現時点においても相当額の残があることを確認している。この中から●●●●●●円全額の返還は十分に可能であり、全額返還が当該世帯の自立を著しく阻害するとは認められないとして、請求人から要望のあった自立更生費について認定せず、全額の返還を求めることとした。
- (9) 処分庁は、令和●年●月●●日付けR●若保護第●●●●号により本件処分を請求人に通知した。

2 論点に対する判断

（1）法第63条の適用について

法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、その受けた保護金品の範囲内で保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定している。そして、同条にいう「急迫の場合等」とは、急迫の事由がある場合のほか、調査不足のため資力があるにもかかわらず、資力を誤認して決定した場合や保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等とされている（小山進次郎『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』社会福祉法人全国社会福祉協議会）。

本件においては、処分庁が本来住宅費から控除すべき本件給付金を把握していなかったため過払が生じたものであり、保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合と言え、法第63条の「急迫の場合等」に該当するものである。したがって、処分庁が本件過払金について、法第63条の規定を適用し費用返還を求めたこと自体に違法又は不当な点はない。

（2）費用返還額の決定について

イ 第2の1の（3）のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とするが、全額を返還させることにより当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合には、一定範囲の額について返還額から控除できることとされており、返還額の決定について保護の実施機関に一定の裁量が認められている。これは、保護金品の一部が被保護者の自立及び更正に資する形で使用された等、全額を返還させるのが不適当な場合も考え得るため、被保護者の生活状況を把握し得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨であると考えられており、処分庁は返還額の決定に当たり、被保護者の自立更生の観点から控除すべき費用について考慮する必要がある。

ロ 本件において、処分庁は、請求人から要望のあった自立更生費を認定せず全額返還とした

理由について、被保護世帯が現有する資産について過去の収入の理由を考慮する規定等は見当たらず、請求人は多額の預金を保有していることから、全額を返還対象とすることにより請求人の自立が著しく阻害されるとは認められないとしている。また、本件過払金の取扱いを検討した令和●年●月●●日のケース診断会議記録票によると、「この（請求人が保有する預金）中から●●●●●●円全額の返還は十分に可能であり、全額の返還が当該世帯の自立を著しく阻害するとは認められない。よって、課問13-5 答の（2）ア～オに該当するかどうかを検討するまでもなく、全額の返還を求めるべきである。」との結論が示されている。これらを踏まえると、処分庁は、請求人が多額の預金を保有していることのみをもって自立更生費を認めない判断をしており、請求人から要望のあった自立更生費について、請求人の自立更生の観点からの検討が全くなされていないことは明らかである。したがって、処分庁は、費用返還額の決定に当たり、その判断の過程において考慮すべき事項を考慮しておらず、裁量判断の過程に誤りがあることから、本件処分は違法又は不当なものと言わざるを得ない。

ハ なお、請求人が保有している預貯金は本件一時金の残額と考えられるが、第2の1の（4）のとおり、この一時金については、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の趣旨に鑑み、収入として認定しないものとされている。したがって、本件一時金は、法第4条の最低限度の生活の維持のために活用すべき資産には当たらないものと言うべきである。

第6 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年2月27日

宮城県知事 村井嘉浩